

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）

第 23 条（保管廃棄施設）に係る説明書

2020 年 12 月 8 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所高速実験炉部

目 次

今回説明範囲

1. 要求事項の整理
2. 要求事項への適合性
 - 2.1 基本方針
 - 2.2 主要設備
 - 2.3 放射性固体廃棄物の発生源と推定発生量
 - 2.4 要求事項（試験炉設置許可基準規則第 23 条）への適合性説明

(別紙)

別紙 1 : 固体廃棄物貯蔵設備の構造概要

別紙 2 : 放射性固体廃棄物の発生実績

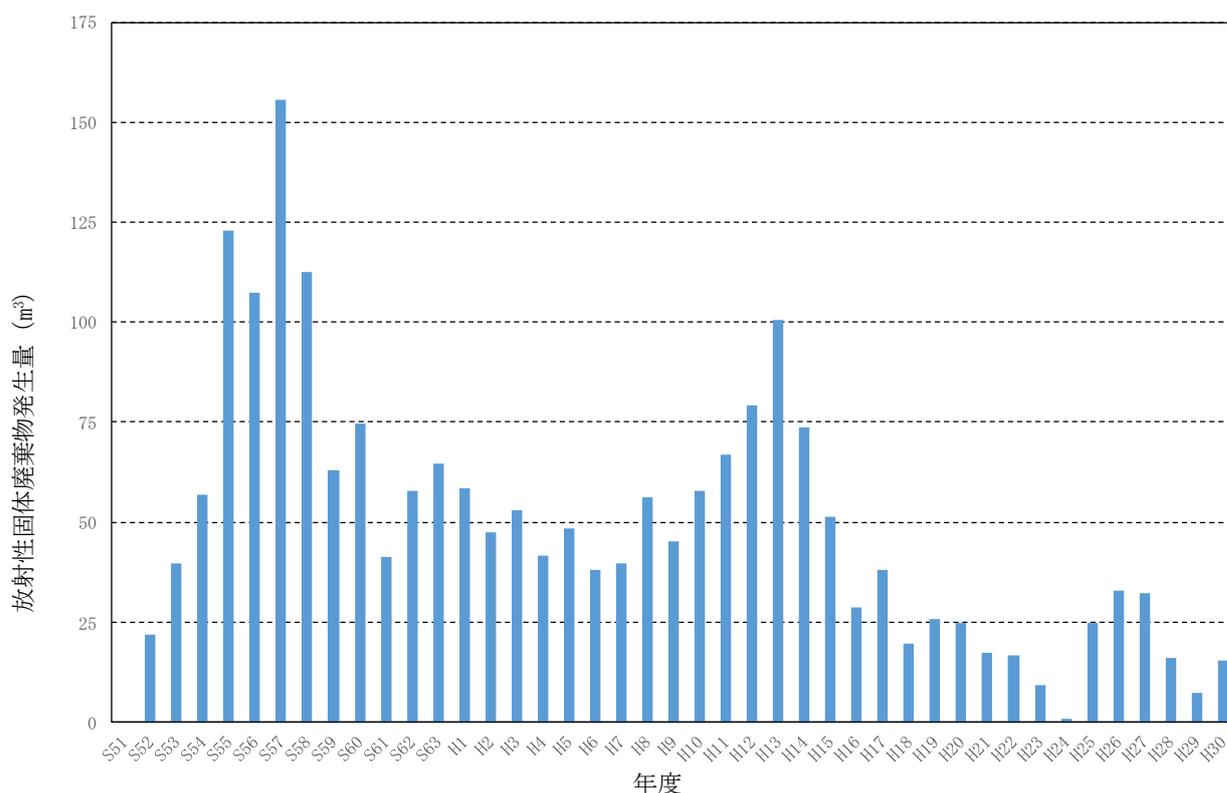
別紙 3 : 放射性固体廃棄物の貯蔵方法

別紙 4 : 脱金属ナトリウム設備の構造概要

放射性固体廃棄物の発生実績

放射性固体廃棄物は、年度当初に発生量を推定し、固体廃棄物貯蔵設備の保管量を超えることがないよう、計画的に大洗研究所廃棄物管理施設へ引き渡すことで、原子炉施設における放射性固体廃棄物を保管廃棄及び管理する。

参考に「常陽」における放射性固体廃棄物の発生量（実績：昭和 51 年度～平成 30 年度）を第 1 図に示す。当該期間における最大発生量は約 160m³/y である。



第 1 図 「常陽」における放射性固体廃棄物の発生量（実績：昭和 51 年度～平成 30 年度）